

## 碧南市週休2日工事实施要領（建築工事編）

### （目的）

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

#### （1）週休2日

##### ①完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定することができる。

##### ②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

##### ③通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### （2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

#### （3）工事着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

#### （4）工事完成日

工事目的物が完成した日をいう。

#### （5）現場閉所

巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### （6）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### （7）達成基準

##### ①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

#### ②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

#### ③通期の週休2日

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、降雨、積雪等による予定外の閉所日や、猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

### （対象工事）

第3条 公共建築工事積算基準を適用する工事で、予定価格200万円以上の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (2) 緊急の応急復旧工事

### （形式）

第4条 次のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

#### (1)完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

#### (2)完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制工事において、次の①又は②の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）を補正する。

① 完全週休2日（土日）適用工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.01
② 月単位の週休2日適用工事	労務費	1.02

市場単価の掲載価格について、上記の補正係数から算出した別紙1の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）について、別紙 1 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事及び全館無人改修】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(2) 積算及び変更方法

①完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

「月単位の週休 2 日」の達成を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）」の取組を希望する場合については、直近の変更契約時に合わせる等により、補正係数を(1)①に変更するものとする。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、「完全週休 2 日（土日）」が未達成で、月単位の週休 2 日を達成している場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休 2 日」に満たない場合は、補正係数を除し、碧南市公共工事請負契約約款第 2 5 条の規定に基づき、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

②完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

通期の 4 週 8 休以上を前提に、工事費を積算して予定価格を作成する。工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）」の取組を希望する場合については、補正係数を(1)①に変更し、「月単位の週休 2 日」の取組を希望する場合については、補正係数を(1)②に変更するものとし、直近の契約変更時に合わせて請負代金額を増額変更する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、「完全週休 2 日（土日）」が未達成で、月単位の週休 2 日を達成している場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は、補正係数を除し、碧南市公共工事請負契約約款第 2 5 条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

（取組内容）

第 7 条 取組内容は、次のとおりとする。

(1) 対象工事は、設計図書に「完全週休 2 日（土日）Ⅰ型」及び「完全週休 2 日（土日）Ⅱ型」であることを追記する。

(2) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。施工計画書を提出しない工事については、着手届の提出前までに工

事打合せ簿に添えて提出する。

- (3) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合せ簿により実施結果（休工期及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (4) 受注者は週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (5) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (6) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (7) 施設管理者の承諾を前提に週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示する。

（工事成績評定）

第8条 工事成績評定については、次のとおりとする。

完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。

- 2 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、2点減点する。

（取組証明）

第9条 取組証明は総合評価において取組実績を証明するものとなる。前条第1号の規定により工事成績評定において評価した場合は、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する検査結果通知書の検査結果欄に「週休2日制工事に取り組む、取得率〇%を達成した。」旨を記載し、取組証明とする。ただし、最終契約金額が5千万円未満の工事については、取組証明は記載しない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

表 1 建築工事の補正率

工種	摘要※	完全週休 2 日（土日）及び 月単位の週休 2 日	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表2 電気設備工事の補正率

工種	摘要※	完全週休2日（土日）及び 月単位の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	フルボックス	1.01	1.13
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表3 機械設備工事の補正率

工種	摘要※	完全週休2日（土日）及び 月単位の週休2日	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内 貼	1.01	1.15
ダクト設 備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファンパー類	1.01	1.15
ダクト付 属品	既製品ボックス、制気口、 ファンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具 設備 （ユニッ トを 除く）	取付手間のみ	1.02	1.22